

守る。笑顔の街

平成 30 年阿蘇市消防団出初式

議会だより
第48号
2018年2月発行

目次

- 平成29年第5回阿蘇市議会定例会報告 P2～P3
- 総務常任委員長報告 P4～P5
- 文教厚生常任委員長報告 P6～P7
- 経済建設常任委員長報告 P8～P11
- 市政を問う P12～P17
- 阿蘇市議会活動状況 P18

平成29年 第5回 阿蘇市議会定例会報告

第5回阿蘇市議会定例会が、12月1日から15日までの15日間開催されました。

専決処分の報告2件、承認1件、条例10件、予算8件、陳情1件、その他11件が審議され、結果、32件は可決、1件は趣旨採択となりました。

平成29年度一般会計補正予算（主なもの）

8億168万円を可決
予算総額215億6,540万円

項目	補正額	補正後の額
総務費	5億4,830万円	21億3,055万円
民生費	1億4,206万円	57億9,516万円
衛生費	491万円	23億2,931万円
農林水産業費	△368万円	24億6,068万円
商工費	907万円	4億9,685万円
土木費	6,261万円	17億4,446万円
消防費	129万円	5億5,450万円
教育費	814万円	9億7,356万円
災害復旧費	2,188万円	28億7,839万円
予備費	771万円	4億7,109万円
その他	△61万円	17億3,085万円
合計	8億168万円	215億6,540万円

総務費

阿蘇市平成28年熊本地震復興基金積立金
4億2,548万円

交付される復興基金創意工夫分を基金として積み立て、被災者の支援事業として活用されます。



阿蘇市黒川団地（仮設住宅）

地方バス運行等特別対策補助金
7,282万円

九州産交バスが、県内で走らせている路線の総経費から、1kmあたりの単価を算出し、その単価を各市町村の路線の総延長数に乗じたものが、その自治体の経費となります。その経費から、運行料の収入を差し引いた差額を補助するものです。



路線バス

土木費

宅地耐震化推進事業補助金

（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）7,100万円

熊本地震により被災した敷地の改修費用に対し、一定基準を満たすと国庫補助対象となるものです。

県道改修負担金
4,290万円

阿蘇市内にある県道改修に関し、阿蘇市が一部を負担するものです。



災害復旧工事中的大正橋

平成29年第5回阿蘇市議会定例会審議結果

議案番号等	件 名	審議結果
報告第18号	専決処分の報告について	報 告
報告第19号	専決処分の報告について	報 告
承認第14号	専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について	承 認
議案第72号	阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について	原案可決
議案第73号	阿蘇市表彰条例の一部改正について	原案可決
議案第74号	阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	原案可決
議案第75号	阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第76号	阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第77号	阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について	原案可決
議案第78号	阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について	原案可決
議案第79号	阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について	原案可決
議案第80号	阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	阿蘇市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第82号	平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第83号	平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第84号	平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第85号	平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第86号	平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第87号	平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第88号	平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
議案第89号	公の施設の指定管理者の指定について（ASO田園空間博物館総合案内所）	原案可決
議案第90号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）	原案可決
議案第91号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）	原案可決
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）	原案可決
議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）	原案可決
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）	原案可決
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）	原案可決
議案第96号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第97号	市道路線の認定について	原案可決
議案第98号	阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第99号	平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
陳情第1号	住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い	趣旨採択
発委第2号	道路事業予算の総額確保と道路財特法による補助率等の嵩上げ継続に関する意見書	原案可決

市長提出事件数 可決・・・条例10件、予算8件、その他10件 専決処分・・・承認1件、報告2件

委員会提出事件数 可決・・・意見書1件

請願及び陳情の審議件数等 請願と同様の扱いをした陳情1件（趣旨採択）

計33件

議案等の賛否表（賛否の分かれた議案等の結果）												○：賛成		●：反対		公：公務		議：議長			
議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
氏名		立石	竹原	岩下	谷崎	園田	菅	市原	森元	河崎	大倉	湯浅	田中	五嶋	高宮	古澤	阿南	古木	田中	井手	藏原
議案		昭夫	祐一	礼治	利浩	浩文	敏徳	正	秀一	徳雄	幸也	正司	弘子	義行	正行	國義	誠藏	孝宏	則次	明廣	博敏
議案第80号		○	●	●	●	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第95号		○	●	●	●	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議
陳情 第1号	採 択		○	○	○			○			○										議
	趣旨採択	○				○	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○	議

総務常任委員長報告

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 湯浅正司

議案第72号「阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」

財政課長から補足説明があり、委員より、

「この復興基金は、関連事業であればどの事業にも充てることができるのか。」との質疑があり、財政課長から、

「被災者支援について、被災者が対象となりませんが、事業を各課で提案し、それを精査したうえで優先順位をつけ、早急に取り組むべき事業から予算を組み、執行していく形で考えており、今回の補正では、3本の事業、1,752万円を計上しております。」との答

弁がありました。
審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」

総務課長から補足説明があり、委員より、

「今回の改正で、『市職員その他これに準ずるもので20年以上勤続、精励したもの』について、功労表彰の対象から外したことは妥当だと考える。職員として業務に精励することは当然ではないか。」との意見がありました。
また、別の委員より、

「素行不良と認められるときは表彰を取り消すことができる」とあるが、刑を処せられること以外で、どのようなことを『素行不良』とし、また誰がそれを判断するのか。」との質疑があり、総務部長から「このような表彰関係は、『誰もが認めるもの』ということが一つの基準になるのではと考えています。しかしながら、『素行不良』につきましては、何ををもって判断するのかは非常に難しく、人によって考え方は様々で違ってくると思われます。再度、内部で精査し、内規として、基準的なものを設けたい

と考えます。」との答弁がありました。
以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

税務課所管分

委員より「新築家屋



路線バス

棟を見込んでおります。職員のみで評価を行うっていくことは困難であることから、委託料の増額となりました。」との答弁がありました。

また、委員より、「経営体育成支援事業により建て替えた畜舎・倉庫等の固定資産税の課税についても、特例措置はあるのか。」との質疑があり、資産税係長から、「震災後の代替家屋の課税について、既存建物の面積までは、4年間、固定資産税の2分の1に減額するといった特例がございます。」との答弁がありました。

財政課所管分

委員より、「公共施設管理基金を積立てたあとの使い道は。」との質疑があり、財政課長から、「今後、施設の老朽化による改修、

取り壊しの費用、また、集約複合化施設の建設費用等に充てる財源としての基金です。」との答弁がありました。

別の委員より、「地方バス運行等特別対策補助金について、本市の補助額が多いのでは。」との意見があり、**財政課長**から「九州産交バスが、県内で走らせている路線の総経費から、1 kmあたりの単価を算出します。その単価を各市町村の路線の総延長数に乗じたものが、その自治体の経費となります。その経費から、自治体内での運行料の収入を差し引いた差額が補助金となります。」との答弁がありました。**委員**より、「それでも補助額が大きいように感じる。九州産交の経費の算出方法に問題はないと考えるか。」との質疑あり、**財政課長**から、「経費

については、市町村でかつた分を個別に算出するわけではなく、総距離数で割るということで県内同一単価となります。逆に、市町村の実状で算出する方が、地方にいくほど経費単価は高くなりますので、現在の算出方法が阿蘇市にとっては有利と考えます。」との答弁がありました。

別の委員より、「市で管理する遊休地が多くみられるが、今回、公共施設管理基金として1億円の積立も組んであるので、それを利用し、そのような施設の利用計画、利用方針を個別に考えていくべきでは。財政課としての方針は。」との質疑があり、**財政課長**から、「全体計画の中では、遊休地に関して、大きな方針は定めてあります。個別計画については、現在、国からも指



ドライブレコーダーを設置予定の公用車

導があっておりますので、準備を進めているところです。利用計画の目的が立たないような施設もあります。今後、処分できるものは処分を進めていこうと考えております。」との答弁があります。

そのを受け、委員より、「遊休資産等を個別に売却していくなど、具体的な計画はあるのか。申し出がない限り、行政としては動かないのか。」との質疑があり、**財政課長補佐**から、「昨年、市有地の売却に関する要綱を随意契約もできるよう変更しております。近隣の方や購入を希望される方もおられますので、今後、内部検討委員会等で遊休地の処分等の方向性が決まれば、行政としても近隣の方にお声かけをし、そこで購入希望者がいなければ、次は公売にかけるというように、手順を踏んで進めていこうと考えております。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より「公用車用ドライブレコーダー10台程度を試験的に設置するということが、搭載する車両の選定方法と、その結果報告はどのような形でなされるか。」との質疑があり、**総務課長**から「車両の選定等については、現在、検討中ではありますが、ひとつは利用頻度の高いものに設置すること。また、先進の事例では、道路等現場確認の際、例えば道路の陥没等、我々が見逃してしまうような箇所や、その場

では確認ができなかった箇所を、改めて確認することができるといった副次的なケースもありますので、その辺りの配置も検討しています。また、運用上、データの管理につきましては、当然、被写体について、個人情報取り扱い等の課題も出てきますので、個人情報保護審査会等でもご審議いただき、的確な管理に努めていかなければと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

文教厚生常任委員長報告

委員長 古澤 國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第77号「阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について」

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

福祉課所管分

委員より、「ポラン

委員より、「現在建設されている老人ホームに対し、市として助言や、運営方針に指摘などは可能なのか。」との質疑に**総合福祉係**長より、「現在建設されている老人ホームについては、社会福祉法人となり、県の所管になるため、県が指導や助言などの監査をするようになります。」との答弁がありました。

委員より、「ボランティア連携推進事業補助金は、医療や育児などをテーマとした講演会に限られたものになっているのか。」との質疑に対し、**課長補佐**より、「県の基準で認められるのは、子ども支援、親支援に関すること、日常生活支援、被災地域の自立復興に向けた人材育成支援などのテーマが対象となっ

ており、市の判断でよいとのことで、100%基金からの補助になります。」との説明がありました。

また別の**委員**より、「障害児通所給付費についての説明を。」との質疑があり、**福祉課**

長より「通所給付費については、発達等に不安を抱えている子供さん方を、児童発達支援事業所に通所させ、集団生活への適応訓練や基本的な動作等の支援をするものであり、1施設定員10名程度です。これまで阿蘇市では1施設を当初計上していましたが、3施設になったことから増額となっています。」との

答弁がありました。

市民課所管分

委員より、「共同墓地復旧支援事業費補助金として、現在計上されている金額で足りるのか、また申請により金額は変わると思う

が。」との質疑に対し、**市民課長**から「今回計上している金額は、相談があっている



共同墓地

(イメージ)

分を精査し計上しております。今後、相談、申請があつた場合には、その都度、補正で対応していきたいと思

います。」との答弁がありました。

また別の**委員**から、「現在相談があつている共同墓地や、集落管理の墓地とは、どのようなものか。」との質疑に対し、**生活衛生係長**

から「相談があつている3件については、共同墓地であり、事業の対象となる案件です。墓地全体の敷地を区で管理されたり、地域の集落で管理しているようなところが対象となり、地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外となります。また、対象となる復旧工事については、共同墓地内の共有で使用する通路部分や擁壁等で、個人の墓地の損壊部分の修復や移設に係る費用は対象外となり、補助額は、対象経費の2分の1以内で、1,000万円が上限となります。」との答弁がありました。

このような審査を経た結果、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号「平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より、「県補助金の中に、へき地診療所設備整備事業補助金とあるが、毎年このような形で補助金があるのか。」との質疑に、医療センター事務局長から「へき地診療所の指定を受けていることが前提条件にあり、医療機器の整備をする場合、県に申請を行い認められれば対象となります。今回、波野診療所においては一般X線撮影操作盤と画像読取装置が平成7年の導入で22年経過しており、老朽化による更新という事で買い換えを計画しております。」との答弁がありました。また別の委員から「9月の定例会において口腔外科開設の話があつ

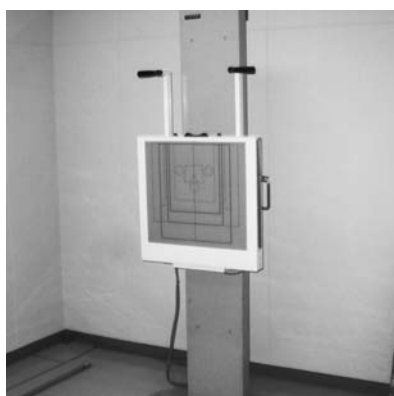
たが、その後の状況は。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「口腔外科では、施設の改修や機器の整備に多額の費用を要することから、現在、県と補助金などの協議を行っている状況です。」との答弁がありました。

このような審査を経た結果、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。



阿蘇市波野診療所



画像読取装置



X線撮影操作盤

経済建設常任委員長報告

委員長 高宮正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第78号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」

委員より、「団体推

薦の協議会委員については、地元、阿蘇市出身の方が望ましいのでは。」との質疑があり、**農政課長**から、「選出については各団体に選出依頼を行い、併せて、本市の地形や営農等に詳しい方を選出されるよう申し入れを行います。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号「阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について」

委員より、「今後、別

事業へと移行されると思われるが、再度、条例等の例規整備が必要になるのか。」との質疑があり、**農政課長**から、「現在、それぞれの基盤整備工区ごとに推進協議会等が設置されており、それぞれで事業等の実施に関する事項の検討審議が行われております。よって、今後は本推進協議会の機能は必要無く、同時に条例の策定は無いものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」

委員より、「料金を

上げることで、逆に来訪者が減少し、収益が下がるということも想定され、例えば入場者の数が平常時の7割程度回復した時点で、条例改正を行った方が良いのでは。」との質疑があり、**観光課長**から、「多額の復旧費用が発生し会計は赤字の状況です。以前の使用料金は他の施設と比較しても低料金であり、今回の上げ幅は大きく影響

しないものと考えています。」との答弁があり、また、**委員**より、「一定期間、料金を半額にする等のキャンペーンを行い、お客様の数が回復した時点で料金改定を行っても良いのでは。」との意見があり、**経済部長**から「阿蘇火口は、火山ガスが発生すると立ち入り規制となります。必ず火口見学が出来るのであれ

ば、そのようなキャンペーンの検討も可能ですが、別の手法で何らかのキャンペーンが出来るのか県と協議を進めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論が行われ、**委員**より、「軽自動車、普通自動車それぞれの料金に差を付けることなく、一律700円での金額設定の方が良い



阿蘇山ロープウェイのりば

と思われるので本改正案には反対します。」との反対討論があり、また、別の**委員**より「他の観光施設の入場料等と比較しても、そんなに高い金額では無いと思われるので賛成します。」との賛成討論がありました。また、別の**委員**より「料金改正には賛成であるが、改定時期は、料金値下げ等のキャンペーン期間を経てからの方が望ましいと思われるので反対します。」との反対討論がありました。

議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

住環境課所管分

委員より、「今回の被災宅地地盤調査事業補助金（復興基金創意工夫分）が、本予算に計上されるまでの過程を。」との質疑があり、**土木部長**から「当初、

り、「あくまで調査を行うための補助金なのか。」との質疑があり、**住環境課長**から、「地域の方々が、今後の判断材料としていただくための情報提供も含んでいます。」との答弁がありました。

市独自で地質調査を検討していましたが、今年から文部科学省事業による調査を計画されていた学術者の専門チームがおられたので、お願いしたものであります。また、市が独自で調査を行うよりも、専門の方々に依頼した方が、効率的な調査ができるという判断から、今回、予算化に至ったものです。調査内容に関しては、専門チーム側の調査項目にプラスして、今後、地震が発生した際、地域にどのような影響を及ぼすか更に詳しく調査する内容になっています。」との答弁があり、また、別の**委員**より

また、別の**委員**より、

「市営住宅アスベスト含有量調査は、過去にも実施されていたが、なぜ、また、実施するのか。」との質疑があり、**住宅係長**から「以

前の調査は室内の吹き付けに対して行い、アスベストは含まれていませんでした。今回、調査内容は、新たに熊本県から外壁塗装についての調査指示を受けて、市内59棟分を実施するものです。」との答弁がありました。

建設課所管分

委員より、「宅地耐震化推進事業補助金（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）の内

容を詳細に。」との質疑があり、**土木部長**から、「避難路から高さ2 m以上の基準があり、それらを満たし国庫補助に該当する事業になります。」との答弁があり、また、別の**委員**より、「本事業の財源内訳を。」との質疑があり、**建設課長**から、「事業費の50%が国庫補助、残りの50%に対して80%が特別交

付税で対応されるものです。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「攻めの園芸生産対策事業費補助金の内容を。」との質疑があり、**農政課長**から、「単県事業で、県が3分の1以内、市が6分の1以内、合わせて事業費の2分1以内の支援として、かん

水施設のトマト、花卉については、総事業費105万6,000円に対して、県が29万3,000円。市が14万6,000円となつています。また、二重カーテン、アスパラについては、556万5,000円総事業費に対して、県が154万5,000円、市が77万2,000円補助するものです。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「はな阿蘇美の肥料、防腐剤等について100万円計上されているが、この内容は。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「肥料と春先のバラの苗も含めた予算となっており、バラの苗を、1株2,000円の250株の50万円、肥料、培土、殺虫殺菌の農薬関係で50万円、合計積算額100万円です。」との答弁がありました。

ます。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「フィールドミュージアム構想実践に関するガイドについての内容は。」との質疑があり、**課長**から、「ガイドに関しては、古き思い出を語ることが出来る地元牧野の方々にお願いし、受講者が通常の環境学習より少し楽しみがプラスされるようなガイド育成をこのプログラムを通じて検討したいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号「公の施設の指定管理者の指定について（ASO田園空間博物館総合案内所）」、議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）」、



二重カーテン施設 (イメージ)

議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）」、議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」、議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」、議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」、議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」

委員より、「指定管理施設全体について、震災被害等あつていいのか。」との質疑があり、**経済部長**から、「幸い、施設全体に大きく被災したものはありません。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市はな阿蘇美の指定する団体の所在地等、内容確認をしたのか。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「団体の所在地については、先日、確認しました。施設自体は古い施設でありましたが、電気、水道も接続されています。施設の使用については、先方に確認しますと、「トマト収穫の繁忙期については施設を使用していましたが、冬季は、その時期では無いので、ほとんど使用してない。」とのことであります。また、現在、はな阿蘇美敷地内のイチゴハウスを農政課から賃貸されており、その契約が波野支店という名称で契約していたので、同じ名称の方がよいのではと思われ、特段、他意はないということ聞いております。」との答弁があり、また別の委員より、「は

な阿蘇美の指定先が決定した経過説明を。」との質疑があり、**課長**から、「選定前の経過については、募集要項の配布期間を8月1日から8月31日まで行い、9月29日を募集締め切りとしています。この段階で、本施設に關しては、2件の申込みがあつております。10月2日に選定委員会を開催し、委員会において、申請書類等に不備がないか確認しております。これが一次審査になります。この時点で、不備はありませんでしたので、2件ともに審査を通過いたします。その後、10月23日に事業提案のプレゼンテーションを両社からいただいたております。11月2日に、1つの申請者が辞退され、11月6日に選定委員会を開催し、その中で選定をしております。

選定の基準については、100点満点を基準とし、審査項目が、「施設の設置目的及び市が示した管理方法を理解しているか」、「平等な利用を図るための具体的な手法であるか」、「期待される効果が、生活弱者等への配慮をされているか」の項目があり、これらの配点が、10点としていきます。また、「事業内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」、施設管理の運営に係る経費として「事業の内容が管理にかかる経費の縮減等が図られるものであるか」等の配点が20点になります。そして、「事業計画に沿った管理を安定的に運営ができるものか、物的能力、人的能力を有しているか」これらを審査する配点が30点としていきます。その他では、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項として情報管理、公益性等、様々あります

が、合計が100点満点で設定しています。この審査項目を6名の審査委員が採点し、600点満点で審査を行います。点数が60%以上とならない場合は、たとえ1社申請であっても、認めないものとしています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「施設を返還する際の原状回復はどのように示しているのか。」との質疑があり、**課長**から、「原状回復等については、募集要項の基準に指定管理は指定期間が終了する1週間前までには、原状回復すると示しており、また、指定管理は施設の備品、物品維持管理を適切に行うという内容になっていきます。」との答弁がありました。また、別の委員より、



阿蘇市はな阿蘇美パラドーム

「経営安定の審査項目について説明を。」との質疑があり、**課長**から、「経営については、今回、中小企業診断士に入っていたいています。専門家の意見を聞いた上での判断を行っています。」との答弁がありました。

委員より、「議案第

95号、公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）について、指定管理先となる法人の所在地を確認したが、あの場所を支店と明記する法人に決定することに反対します。」との反対討論がありました。

その後、採決を行い、議案第89号「公の施設の指定管理者の指定について（ASO田園空



ASO 田園空間博物館

間博物館総合案内所」、議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）」、議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）」、議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」、議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」、議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

反対討論があった議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」は、挙手による採決の結果、賛成多数となり、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号「住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い」

委員より、「陳情書内にある、平成24年の水害時は個人の嵩上げを行ったが、地震ではその対応が無いとあるが、その違いは。」との質疑があり、**土木部長**から、「嵩上げ事業は、河川管理者の責任義務として、河川から溢れる浸水区域の補償という形で今の事業に至っています。地震に関しましては、所有者の責任義務の範疇であると解釈され、国の補助事業の創設等は見送られたということでありました。そのような中、これに代わる何らかの救済を行う為に、県が復興基金を活用した被災宅地復旧支援事業が出されました。この事業は対象工事の施工に要した経費から50

万円を控除した額の3分の2を支援するもので、事業費の上限額は1,000万円をとなっており、最大でおよそ633万円という内容です。このような被災復旧の支援としては復興基金事業を活用した復旧を進めていたという結論に至ったものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「先般、狩尾地区の地元説明会で専門の先生から、「建物の下部をベタ基礎にすると大丈夫です。」という話がありました。復興基金事業は活用できるのか。」との質疑があり、**住環境課長**から、「宅地復旧に関する補強や地盤改良などであれば可能です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「復興基金事業は地元への説明は行っているのか。」との質疑があり、



以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。

市政を問う!

11 議員が登壇 (一般質問)

県道河陰阿蘇線の増加する通行量の対策は



五嶋 義行

草原特区の進捗について

五嶋 草原保全の目的で野焼きをシンプルにする為に草原特区を活用し保安林の指定解除を進めると言われてきたがその進捗状況は。

荒木まちづくり課長 保安林の指定は県知事案件になっており、県との協議が熊本地震の影響で中断しています。再開次第、特区を活用した野焼きのシンプル化に向けた協議を県と進めます。

スクールバスの更新計画について

五嶋 学校統合によりスクールバスの台数も増えたものと思われるが古いバスの更新計画は。

日田教育課長 スクールバスも老朽化が進んでいますので、平成30年度に波野小学校のマイクロバス、平成31年度に阿蘇中学校の中型バス2台を更新予定です。

五嶋

ミルクロードと県道菊池赤水線については、国道並みの管理がなされ、かたや本路線の対応は鈍いように感じられる。県にもっと強く要望し優先した対応が図られるよう求めるが。

建設課長

利用率の高い道路でありますので、優先して管理頂けるよう要望して参ります。



県道河陰阿蘇線

福祉政策の将来を見据えて



田中 弘子

田中 阿蘇市内の児童養護施設、老人施設の内容は。

本山福祉課長 阿蘇市内に児童養護施設はありません。児童養護施設は保護者のいない児童や虐待等を受けている児童など、生活、学習指導、家庭環境の調整を図りつつ、児童の心身と健やかな成長、自立を支援することを目的とした施設になります。管内において対象となるような児童がいた場合は、相談所と連携し、必要であれば、県内に12在る児童養護施設への入所という対応になります。養護老人ホームについては、基本的に措置費は阿蘇市が負担します。1人当たり1箇月20万円程度の費用で、これについては、6割が交付税対象となります。個人負担も収入に応じて決定されますが、経済的に厳しい方が入所の対象となります。

田中 特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、民間有料老人ホーム、介護保険上のグループホームとは。

藤田ほけん課長 特別養護老人

ホームと介護保険上のグループホーム等は介護保険が適用されますので、居住、入居費が安くなります。民間有料老人ホームについては、12万円から30万円程度になります。経費老人ホームについては、入居費用が比較的安価なので、有料老人ホームより安く入居できます。介護保険施設については市内に4施設あります。定員188名、費用は4万円から14万円程度の幅があります。

田中 高齢者（65歳）以上の人数は。

ほけん課長 平成29年10月31日現在で、65歳から70歳までが3,025人、71歳から80歳までが3,320人、81歳以上が3,380人で合計9,725人となっています。



社会福祉法人「致知会」が建設中のあそ上寿園

無償譲渡を受けたキャンプ場の活用はどうする



園田 浩文

園田 南宮原地区の熊本市阿蘇教育キャンプ場の無償譲渡の経緯を。

日田教育課長 阿蘇教育キャンプ場は熊本市内の中学校の生徒2万4千人、一般の方が2千人程度の利用があり、熊本市から「九州北部豪雨災害後に土砂災害警戒区域が指定され、宿泊の際に安全確保がとれない。」「阿蘇市が譲渡を受けない場合は公売をする。」この2点の話があり、無償譲渡を受ける方向性を決定、8月1日付けで登記を済ませています。

園田 キャンプ場の施設概要は。

教育課長 総面積約13ha、10人用テント57張り、管理棟2階建て630㎡、事務室、医務室、シャワー室、炊事場6箇所、屋外トイレ5箇所、ハイキングコース等、一度に570名程度の方々を収容可能となっています。

園田 今後の利活用は。

教育課長 これまでの熊本市の管理は、昼間の常駐2名、夜間対応1名、中学校宿泊の場合4〜5人常駐でローテーションを組んでいたようです。草刈り等は地元南宮原に委託

しています。現在、関係課と利活用を検討中です。

秦観光課長 13haの用地に対して採算性の問題もあり、専門家等の意見を聞きながら検討して参ります。

荒木まちづくり課長 大雨警報発令時の対応等で旅行商品としては厳しいと思います。観光課、旅館組合等の関係機関と十分協議し有効活用を考えて参ります

人口流出に対する遊休地の分譲について

園田 市営住宅跡地等、定住希望の市民へ廉価に融通出来ないか。

山口財政課長 人口減については、若者を中心とする市民の定住化が喫緊の課題であると認識しています。廉価での公有地利用（売却）は議会の承認も必要ですが、今後も検討を重ねていきます。



旧熊本市立あそ教育キャンプ場管理棟

農地等の災害復旧工事の進捗状況は



菅 敏 徳

菅 熊本地震により農地の崩壊や陥没、土砂流出等により作付け不能となった水田の総面積は。

佐伯農政課長 平成28年に約210ha、29年については約130haとなっており、内訳としまして県営事業が14工区、17工区の約70haで市の施工分は約60haとなっています。

菅 市の災害復旧工事60haのうち発注率が約70%で非常に厳しい状況という報告を受けたが。

農政課長 早期に作付けが出来るよう全力で進めているところですが、業者の人材不足や重機不足等が続いているような状況で、農家の方々にご迷惑をお掛けしております。農地の自力復旧や小規模な農業用水路、農道の早期復旧においては復興基金による補助事業もございません。引き続き周知を行い、本事業を活用され1日でも早い営農再開が出来ますよう図って参ります。

菅 小里用水の災害復旧工事が未

だ着手されていないようだが、工事の進捗状況は。

農政課長 今町のサイホン（河川を占用する水路）の復旧工事は、平成30年3月末を目途に竣工予定です。また、被災した4箇所水路の内2箇所は既に発注済みで残りの2箇所は宅地の部分と隣接して一帯が沈下しており時間を要するため、仮設という事で対応せざるを得ないような状況です。よって、現在、地元組合と協議を進めているところです。

他に「阿蘇山上観光の今後の方向性」等の質問がありました。



17工区の復旧状況

道路整備の状況について問う



井 手 明 廣

井手 県道内牧坂梨線の道路整備で、手野から北坂梨、また、滝室坂道路の改良工事で、現在、手野2の1、また、三野3の1の工事は発注されているが、手野2の2、北坂梨区内の工事の見通しは。

中本建設課長 県によると一の宮温泉センター北側の工事が発注され、現在、工事中で、三野工区も一部を発注しており、平成30年度の完了を目指しています。北坂梨工区については、平成27年度から用地買収を進めており、平成29年度中には一部工事を発注すると伺っています。滝室坂道路関係は平成29年11月から用地買収を進め、境界立ち合いを実施しているようです。

井手 市道池田赤溝線が残り300mの工事を含め、全線開通となるまでの見通しは。

建設課長 現在、残りの用地交渉を進めており、了解はいただいております。買収を終えた箇所から順次工事に入り、平成30年度内の完了を目標にしています。

荒廃した農地について

井手 阿蘇市内に在る荒廃した農地面積は。

園田農業委員会事務局長 全体で17.5haを確認しています。

井手 その対応について、市はどのような指導を行っているのか。

農業委員会事務局長 農家に対して小作に出されないう等、耕作を続けられるようお願いをしています。

井手 草刈や耕運等の管理をおごそかにすると、隣接する建物等に火災等の影響を及ぼすこともあるので、厳しい指導を。

農業委員会事務局長 農業委員または適正化推進委員に申し伝えます。



三野地区

新児生徒の入学前に就学援助金の支給を



竹原 祐一

竹原 就学援助金制度については、何度も議会の中で改善を言っているが、来年に向け新入学の児童・生徒に就学援助金の入学前の支給の実施はできないか。

日田教育課長 阿蘇市では、現在検討を行っています。例年、4月以降に申請手続きを行い6、7月に支給する形ですが、入学前に学用品を支給する為には、保護者に2回、申請をしていただき、更に、所得証明でも2回の手続きが必要になりますが、今回、マイナンバー制度が導入されましたので、保護者の負担軽減を図る為にマイナンバーを記載していただく事で所得証明の添付を簡略化できるように、今年度中にシステム導入を計画しています。このシステム4月以降に稼働しますと、新入学予定分については来年度予算措置が出来れば31年度の入学予定者から対応が可能になりますが、今後諸課題を整理しながら検討を進めて行きたいと考えています。

国民健康保険税 確定時期は

竹原 先月、県から今回の国保制

度改革に伴う保険税査定が県から示されたが、公表は

藤田ほけん課長

仮係数による試算で未確定の要素が多く、今後大きく変わることも予想されることから、公表は控えさせていただきたい。

竹原 平成30年度国保税の確定は

藤田ほけん課長 12月末に国から

標準係数が提示され、1月に県から確定係数が提示され、1月に県から標準係数が提示され、1月に県から結果を受けて、阿蘇市国保運営協議会にお諮りし税率改正について検討することになります。その結果に基づき、3月市議会に条例改正案を上げさせていただく予定としています。

他に「宮地牛舎建設中止を」、「復興基金の取り扱いについて」、「応急仮設住宅の調整について」等の質問がありました。



一の宮小学校入学式

畜産クラスター事業を問う



河崎 徳雄

河崎 畜産クラスター事業は農家の収益向上になる。許可の整合性、また農振法で農地を畜舎にする手続きは。

佐伯農政課長

用途区分変更で所定の手続きを踏まえ事務処理が完了しております。

河崎

農地転用で隣接農地の同意承諾は必要か。

園田農業委員会事務局長

転用許可は必要ですが隣地の同意承諾は不必要で合法です。

河崎

建設予定地を含め、行政は合法の判断だが、移転を求められる申請、7、446名の署名が市長に提出された。協議会で情報を共有し、市民の心配不安に伝えて欲しいが。

佐藤市長

住民から7、446名の重い署名を頂きました。関係機関に確認を取り、当然尊重していかねければなりません。

復興基金（創意工夫分）の活用について

河崎

復興基金創意工夫分で市の約4、4億円を活用し、被災住民の

要望に添えて欲しい。余震等で発生した農地復旧の対応を。
佐伯農政課長 土地改良区等と協議し、要望内容を検討して参ります。

JR代替バスについて

河崎

JR代替バスの利便性を図り、また、転出等の人口流出を防ぐ為にも対策、対応を。

市原教育部長

代替バスは平日、土曜の運行で、日曜祝祭日は運行されていません。このようなことから高校生を対象に産交・大分バス会社共同運行のやまびこ号の利用助成を検討しています。利便の向上に努め、受験生となる中学3年生を始め、関係機関、利用者に説明会等を実施し、周知を図ります。3月議会に予算等を計上したいと考えています。



阿蘇市が進める農政改革とは



高宮 正行

高宮 主要作物種子法が平成30年より廃止になるが、民間が種子の供給をしていくのか、県の圃場が残って国の事業を存続していくのか、種子の供給がどのように変わっていくのか。

佐伯農政課長 平成30年4月1日に廃止され、それを受けて民間の参入また海外からの参入が見込まれています。国の機関や都道府県の機関は民間と連携し研究開発が行われていくと聞いています。

高宮 今後の種子の流通ルートは、**農政課長** 現在、経済連等々で流通され、地域の特性を生かした種子の開発が無くなっていくのが懸念されます。

高宮 今後も地域の特性活かす種子生産を推進していくよう協議を進めていくよう要望し、減反政策廃止の影響について伺う。

農政課長 本年度で廃止となり、県としては生産数量目標に替わって「作付目安」を、各地域の農業再生協議会に示されることになります。なお、経営所得安定対策の交付金は

今まで通りで、米の直接支払交付金のみ減反政策同様、廃止されます。
高宮 平成30年度までは産地交付金は変わらないが、今後どのように変化していくのか。

農政課長 主食用米や主要作物の作付け影響は少ないと思います。市農業再生協議会で水田フル活用ビジョンを策定しており、主食用米をはじめ、転作作物毎に目標数値が設定され、本計画に基づき推進して参ります。

高宮 農業者の減少の中で新規就農者や後継者などが農業経営に意欲を持って取り組める支援策は、**農政課長** 営農においては、収益性をどう求めていくかが課題であります。既存の支援制度や市独自の支援策を十分に浸透・活用し、経営面での支援を図ります。

農政課長 営農においては、収益性をどう求めていくかが課題であります。既存の支援制度や市独自の支援策を十分に浸透・活用し、経営面での支援を図ります。



田園風景

畜産クラスター事業、牛舎建設(移転要望)対応と対策



田中 則次

田中 7千名を超す移転署名の要望者が提出された。市民の不信を煽った事は、新聞紙上で「市が誤認」という大きな見出しだったが、当事者である市の見解は。

吉良経済部長 この記事は遺憾に思っている。協議会、県で実施された現地確認の内容は私どもには知らされておらず、また、変更通知も無いような状況です。今後とも真実を明らかにして真摯に対応して参ります。

田中 協議会は「振興局から市町村への参加依頼や要請は無かった」、県は「協議会から依頼するのは当然」また、農政局畜産課は「申請前に周辺住民の理解を得るのは当然」三者三様で整合性が無い。責任のなすり合いで、住民の気持ちを考えていない。協議会の一貫した考えの無いことで問題が生じている。古神、東、分区の市民を中心に不信、不満が頂点に達し、昼夜を問わず何とかして

くれの連呼です。今後の対応としての窓口は。

経済部長 協議会事務局はJAであり、市は協議会の構成員になっています。最終的には事業の承認決定機関である県になると思われます。

田中 県が窓口で市も協議会の一員であるのなら、住民が満足出来るよう解決を求める。

経済部長 県が認定者ということで、知事宛に解決を求めています。

市長 事実確認を踏まえ、県に要望書を提出しました。それぞれ責任のある立場の方が真剣に話し合い、一つ一つ確認し方向性を見出したいと考えています。



急がれる災害対応マニュアルの作成を



谷崎 利 浩

谷崎 震災の時、各区長から状況や対応が伝わってこないという苦情があった。停電時でも避難所でお知らせ端末が使えるように発電機を指定避難所に揃えたらどうか。

村山総務課長 今は投光器対応の発電機を11台確保しており、災害発生時には持つて行くようにしています。常設の本格的な発電機は高価ですので、慎重に検討してまいりたいと思います。「知らせますケン2」は停電時でも情報配信できるようになっています。

谷崎 被災後、市の職員に負担が集中することが課題だが、南海トラフ地震のような広範囲の災害の場合自衛隊が駆けつけることが出来ない場合も想定しておかないといけない。避難所を自主運営にもっていく考えはあるのか。

総務課長 自主的に開設された避難所は、その方々が自分のところの米、ガスコンロあるいは発電機を持ち寄って運用していただき本当に助かりました。そういった活動が促

進されますよう今後啓発に努めて参ります。

谷崎 自主避難所から指定避難所に物資を取りに行っても分けてもらえなかった。物資の流れも形を作らないといけないと思われるが。

総務課長 指定避難所にはそこにいる方の数の分だけの物資しか有りません。分けると無くなります。拠点となる施設から直接か、指定避難所が中継点となってその周辺地域の数を把握するような仕組みを考えていかなければならないと考えております。

他に「区長からの情報収集」、「車中泊避難者の把握」、「災害弱者への対応について」等の質問がありました。



熊本地震発生後の避難所

高校生通学JＲ代替バスの利便性向上は



市 原 正

市原 現在の代替バスには、いろいろと問題があると思うが、教育課の認識する現在の問題点とその対策は。

市原教育部長 現在運行中の代替バスは、ご指摘のとおり利用者には不便なところがあります。まず、宮地から大津町へは平日8便、土曜日は3便。大津町から宮地は平日7便、土曜日は4便。日曜祝祭日は運行されていません。また、時間帯も朝夕に集中し、昼間の運行は無い事等から、早い段階から県に改善を要望しておりましたが、なかなか対応いただけなかった状況です。そこで、今回その対策として県から阿蘇市に配分される復興基金を活用し、阿蘇市独自の支援策として財政課とも協議を行い、来年度から高校生を対象に「やまびこ号」の利用補助を計画しています。

市原 対象の高校生の数等の把握は出来ているか。

教育部長 教育課の調査結果では、

大津方面に150名程度、赤水から、宮地方面に50名程度です。

市原 来年度からになると、現在の中学3年生も対象になるが。

教育部長 当然、現在の中学3年生も対象になります。通学保護者会等とも連絡を行い、しっかりと周知を図って参ります。

市原 財政課と協議をしているとのことだが、財政課の意見等は。

教育部長 本事業に復興基金を活用することは、財政課、県も理解をいただいています。3月議会には議案として提出できるよう準備を進めます。

他に「野焼きについて」、「ふるさと納税について」等の質問がありました。



やまびこ号

阿蘇市議会活動状況（平成29年11月～平成30年2月）

- ◆ 11月24日
阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 12月1日～15日
平成29年第5回阿蘇市議会定例会
- ◆ 12月1日
阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 12月1日
国道57号（立野地区）被災現場確認
- ◆ 12月4日
阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 12月9日
阿蘇西小学校災害復旧工事起工式
（安全祈願祭）
- ◆ 12月13日
阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 平成30年1月6日
平成30年阿蘇市消防団出初式出席
- ◆ 1月7日
阿蘇市成人式出席
- ◆ 1月9日
第25回熊本県市議会議員研修会
- ◆ 1月18日
文教厚生常任委員会
- ◆ 1月29日
阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 2月2日
平成30年第1回阿蘇市議会臨時会
- ◆ 2月13日
平成30年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会
- ◆ 2月16日～17日
第115回市議会議員共済会代議員会



国道 57 号
（立野地区）
被災現場確認



平成 30 年阿蘇市消防団出初式



第 25 回熊本県市議会議員研修

編集後記

新年明けましておめでとうございませう。

毎回、広報委員会では、誌面内容についての長時間の審議時間を費やします。

会期がおよそ2週間以上に亘って審議される議会内容を如何に市民の皆さまに分かりやすく、読みやすく編集するか、議論の連続です。

議会広報で議会の審議や審査内容を詳細にお伝えするのは、限られた紙面では十分ではないかもしれません。

引き続き皆さまから愛読される議会だよりとして、日々研究し、改善を重ね精進して参ります。今後ともご指導くださいますようお願いいたします。

広報委員 谷崎利浩

【議会広報特別委員会】

委員 長	湯浅 正司
副委員 長	園田 浩文
委員	市原 正
委員	谷崎 利浩
委員	岩下 礼治
委員	竹原 祐一
委員	立石 昭夫